

1 生徒心得

本校は、「自他のチャレンジを尊重する」ことを基本として、生徒の皆さんが落ち着いて学習に取り組める環境を大切にする学校です。その学習環境は、生徒の皆さんの日々の主体的な取り組みによって築かれるものです。そのような本校生徒として自覚と責任をもって、学校生活を送ってください。

(1) 身だしなみについて

進路活動時の面接を受けられるような身だしなみを原則とします。おしゃれを目的とせず、学校生活を送る際も、校服など指定されているもの以外を購入する際も、面接時に着用できるかどうかを基準としてください。また、登下校時等校外にいるときも正しい身だしなみを心がけましょう。

服装について

本校では、学校生活全般にわたり、学校指定の「校服」を所定のとおりに着用します。

①校服

		男子	女子
指定購入	標準	ブレザー 冬スラックス ネクタイ	ブレザー 冬スカート 冬スラックス リボン(ブルー/ピンク) 女子ネクタイ(スラックス用)
	夏季略装	夏スラックス 半袖シャツ(ブルー/ピンク)	夏スカート 夏スラックス 半袖シャツ(ブルー/ピンク)
各自準備		長袖Yシャツ(白) 無地ソックス(紺・黒・白) 靴	長袖Yシャツ(白) 無地ソックス(紺・黒・白) 黒タイツ(肌の透けないもの) 靴

※女子のスカート丈は膝頭が隠れる長さとします。

※女子はスラックス着用時のみ、リボンまたは女子ネクタイのどちらかを選ぶことができます。

女子スラックスを希望しないものは、女子ネクタイを購入しません。

※ソックスについては、ワンポイント可です。女子はひざ上ソックス、ルーズソックスは不可です。

※5月1日から10月31日までの期間は、着用基準に従って夏季略装を認めます。

夏季略装：ブレザー、ネクタイ／リボンは無くても可。その場合、Yシャツの第1ボタンは外しても構いません。

Vネック・無地(紺・黒)のベストの着用を認めます(セーター不可)。

※冬季の寒冷対応のために、ブレザーの下に着るベスト・セーターは、Vネック・無地(紺・黒)のものとします(必ずブレザー着用のこと、ベスト・セーターのみの着用は不可)。

尚、カーディガンやボタン付きベストは認めていません。

※冬季の寒冷対応のために、登下校時にはコートの着用を認めます。「校服」にあった色柄の華美でないものを着用してください(必ずブレザー着用のこと)。尚、コート替わりにパーカーを着用することは認めていません。

②校服修繕

校服の修繕を行う場合、生徒相談部への届け出が必要になります。別途、配布される「校服の修繕等について」を確認してください。

③着用時のルール

「校服」の着崩しや不適切な着こなしは禁止します。違反を繰り返す生徒には厳しく指導します。

(着崩しの例) 第1ボタンをはずす(夏季略装時、ネクタイ・リボンをつけていない場合は第2ボタンをはずす)、シャツの裾をズボン・スカートから出す、スカートを短くする、ズボンを下げてはく、ブレザーの袖・ズボンの裾を折る、など。

④異装について

事情により異装を必要とする場合は、登校後すぐに生徒相談部に「異装届」を提出し、その日一日「異装カード」見える位置で携帯します。※許可されない場合もあります。

頭髪・化粧・装飾品等について

頭髪の染色・脱色・パーマ、奇抜で威圧的な髪型など、髪の毛に手を加えることを禁止します。また化粧(色付きのリップや色付きの日焼け止め、手足ネイルなどを含む)、ひげを生やす、学校生活に必要のない装飾品やカラーコンタクトを身に付けるなどを禁止します。(ディファイン等、目を大きく見せるタイプのコンタクトレンズも禁止) どの場合も、違反した生徒には厳しく指導します。

(2) 通学について

①自動車やオートバイによる通学は禁止です。

※身体等の状況によっては、自家用車等での通学を許可することがあります。

②自転車通学をする場合は、「自転車通学届」を提出し、決められた場所に駐輪します。自転車への施錠と防犯登録、保険加入を必ずしましょう。また、無灯火運転、スマートフォン等を見ながら、イヤホンで音楽等を聴きながら、傘をさしながらの運転は違反行為であり、大変危険です。マナーを守って安全運転を心がけましょう。

③登下校時のマナーには十分に気を付けましょう。近隣の道路や駅、コンビニなどの店内や店の前にたむろすることのないように、その他、道路に広がって歩くなど、近隣にお住まいの方々に迷惑をかけないようにならう。

④通学時に痴漢行為等、不審者に遭遇した場合は、大声で助けを求めるなどまず自分の身を守り、速やかに110番通報した後、学校に連絡してください。

(3) 校内での生活について

ルールやマナーを守り、お互いに気持ちよく安心して学校生活を送れるようにしましょう。

①ノーチャイム制です。各自が時程を守り、遅刻をしないようにすること。

②下校時刻については、I・II部生の完全下校は18:30（ただし、9,10限を他部履修する生徒や教員の許可を得て活動する生徒を除く。）III部生は21:15とする。

③登校してから下校するまでの間に、無断で校外に出ること、無断で早退することはいけません。やむを得ない事情がある場合には、必ず「外出届」を担任に提出し、許可を得ること。

④校内の環境美化に努め、ゴミはできるだけ持ち帰りましょう。また、捨てる場合には指定された場所のゴミ箱に正しく分別して捨てましょう。なお、校外で購入したものは、原則すべて持ち帰りです。

⑤授業や集会などでは、スマートフォン等の電源は必ず切りましょう。なお、授業や集会中に使用しているスマートフォン等は預かります。

⑥飲食は決められた場所でとりましょう。教室での飲食及び立ち歩きの飲食は禁止です。(大講義室・多目的室は昼食場所として開放します。) 校内でガムやカップ麺等汁物の飲食も禁止です。また、ラウンジ前に自販機が設置されていますので、飲料水等を購入することができます。

⑦エレベーターは、特別な場合を除き、生徒は使用できません。

⑧1階の中央トイレは男女用共に来客用として使用します。生徒は使用できません。

⑨生徒は、東門からの出入りはできません(校外清掃時を除く)。必ず西門を使用すること。

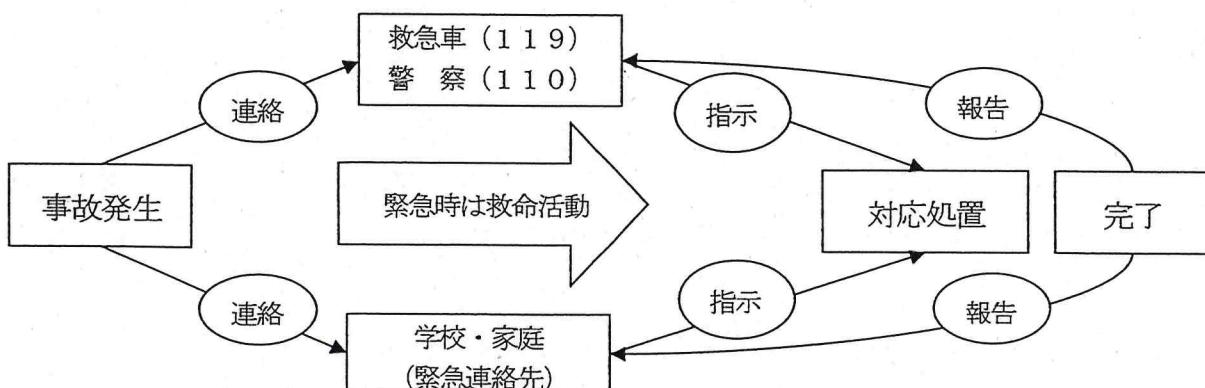
(4) ロッカーの使用について

①一人につき一つのロッカーが使用できます。個人の物でないので、シール、落書き、破損等ないように、丁寧に使用しましょう。※ロッカーのサイズは、直接確認してください。

②盗難防止のため、貴重品は必ずロッカーにいれ、南京錠を用意し、必ず鍵をかけること。更衣室などロッカー以外の場所には荷物・貴重品を置き放しにしないこと。

(5) ボランティア等の校外の活動について

ボランティア活動や校外学習など校外で活動するときに、万が一、緊急事態が発生した場合は、下図に従って、学校または関係機関に連絡してください。



(6) 特別指導について

法令に触れる行為や学校のルールに違反する行為は、絶対にしてはいけません。特に、以下の行為をした場合は、特別指導(平常の学校生活から切り離し、個別に行う指導)の対象となります。生徒は、二度と繰り返すことのないように反省し、その後の学校生活について、どのように過ごしていくかを考えます。

①特別指導の対象

- ・生命に関わること
- ・人権に関わること
- ・法令及び社会規範に反すること等

②具体的事例

暴力行為、暴言行為、威嚇行為、器物損壊、SNS等の不適切な使用、考査中の不正行為(返却時も含む)、いじめ、バイク・自動車通学、喫煙、飲酒、窃盗、恐喝行為、薬物乱用、性的問題行動、賭博行為、その他社会や他人の迷惑となる行為や、他の生徒の学校生活に支障を与えるなど著しく他人のチャレンジを妨げる行為など。(喫煙、飲酒等は同席も対象となります。)

なお、違反を繰り返す、また、特別指導の範囲を越えると判断される場合は、退学となることもあります。